

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2017.07 vol.

43

CONTENTS

●企業法務コラム	個人情報を取得するにあたっての重要なルールとは?	弁護士 大武英司
●事故コラム	運行供用者責任について	弁護士 永渕友也
●成年後見コラム	「任意後見」とは	弁護士 碓井晶子
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/お盆期間中の営業日のご案内	
●法律Q&A	「建物を売る際、瑕疵担保免責条項を入れれば常に安全でしょうか?」	弁護士 森田博貴

TOPICS ☞ 企業法務コラム

個人情報を取得するにあたっての重要なルールとは?

弁護士
大武英司



個人情報保護法が改正され、今年の5月30日に全面施行となっております。新法は、規制対象をほとんど全ての事業者としたり、個人情報保護委員会が設置されるなど非常に多くの改正点を含んでおります。

細かい改正点も気になるところではありますが、個人情報保護の問題を考えるにあたっては、個人情報を取得する際のルール、管理する際のルール、提供する際のルールに分けて考えると整理しやすくなります。そこで、本コラムでは個人情報を取得する際のルールについて要点をご説明します。

第1に、あらかじめ利用目的をできるだけ特定することです。「当社の営業活動のため」などの抽象的な目的ではなく、「商品の発送のため」という程度にまで特定することが必要です。

第2に、その利用目的を個人情報の開示者に分かるようにしておくことです。例えば、利用目的を個人情報取得の際に書面やホームページ等で明示しておく方法が考えられます。

第3に、個人情報を適正な方法で取得することです。利用目的を伝えていなかったり、無理な要求で取得することは当然違法となります。

最後に、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うことです。例えば、リクルートのために取得した履歴書を販促活動のために用いることは違法となります。

個人情報の取扱いを誤ると、個人情報保護委員会から報告や立入検査を求められたり、悪質なケースでは罰金や懲役刑が科される可能性すらあります。また、ここでの個人情報の問題は、顧客や取引先との関係を想起しやすいかと思いますが、それにとどまらず、従業員との関係でも問題になる点に注意する必要があります。ですから、従業員を一名でも雇用している事業主様であれば、本コラムにおける個人情報の問題を意識しなければなりません。個人情報保護規程を定めるだけでなく、個人情報取得にあたって、顧客や従業員から個人情報の取扱いに関する承諾書をとられることが肝要です。

当事務所では、顧問先様からご要望をいただきましたら、上記個人情報保護規程や個人情報の取扱いに関する承諾書をご提供しております。また、個人情報をめぐる問題点をテーマに、随時セミナーや従業員様向けの研修等も行っておりますので、ご関心をお持ちの方は是非当事務所までお問い合わせください。

第14回 運行供用者責任について

弁護士
永渕 友也



交通事故の被害者になってしまった場合、加害者に対して、治療費や休業損害、慰謝料、後遺障害逸失利益といった損害の賠償の請求をします。この場合の加害者は、加害車両の運転者であることが一般的です。

もっとも、加害車両の運転者と加害車両の所有者が異なる場合、加害車両の運転者だけでなく、加害車両の所有者も損害賠償責任を負うことがあります。自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」といいます）3条は「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる（運行供用者責任）」と規定しています。加害車両の所有者は「自己のために自動車を運行の用に供する者（以下「運行供用者」といいます）」に該当するとされる場合が多いのです。

該当する場合が多いと書いたのは、運行供用者にあたるか否かは、事実関係によって変わってくるため、所有者だからといって常に運行供用者に当たるとは限らないからです。

運行供用者とは、自動車について運行支配を有し、運行利益の帰属する者をいいます。

従業員が業務中に、社用車で交通事故を起こした場合、会社は、社用車について、運行支配を有し、運行利益も帰属しますので、会社は運行供用者にあたり、自賠法に基づき、被害者に対して損害賠償責任を負います（この場合、会社は民法715条の定める使用者責任も負います）。

それでは、従業員が業務に関連しない私用で社用車を利用しているときに起こした交通事故についてはどうでしょうか。

会社が運行供用者に該当するかが問題となります。運行供用者に該当するとし、会社の損害賠償責任を認めた裁判例が多数あります。裁判例においては、運行供用者

に該当するかの判断にあたって、

- ① 鍵の管理状況
- ② 私用運転と業務との関連
- ③ 当該運転者が日常的に業務として自動車を運転していたか
- ④ 無断私用運転が日常的に行われていたか等の平素の運転状況

といった要素が考慮されているようです。

会社の従業員が自家用車で通勤している際に、起こした事故について、会社が運行供用者責任を負うことはあるのでしょうか。

会社の社用車でもなく、業務中の事故でもないので、会社は責任を負わない様にも思えますが、このような場合でも、会社が運行供用者に当たるとした裁判例があります。事例によって、事実関係が異なるため、どのような場合に会社が運行供用者責任を負うか基準を明確にすることは困難ですが、会社との合意によって、従業員がマイカーを通勤だけでなく業務に使用していた場合は、会社の運行供用者責任が認められることが多いようです。このような事情がある場合は、通勤中の事故であっても会社の使用者責任が認められることも多いようです。

運行供用者に当たるか否かは、事情により大きく変わります。今後も、このコラムで解説していきたいと思います。

成年後見コラム

第5回 「任意後見」とは

弁護士
碓井 晶子



1. はじめに

今月号では任意後見制度についてご説明させていただきます。

2. 任意後見制度とは

任意後見制度とは、本人が契約締結に必要な判断能力を有している時点で、将来の判断能力低下後の保護のあり方と保護をする者（任意後見人）を、本人自らが事前の任意の契約によって決めておく制度のことをいいます（任意後見契約に関する法律第2条第1号）。

すなわち、まず、本人の判断能力が低下する前に、本人と任意後見人にする予定の人とが任意後見契約を締結します。ここでいう「任意後見契約」とは、本人が、精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な状況になったときに、自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部または一部の代理権を任意後見人に付与する委任契約です。

そして、本人の判断能力が不十分になった後、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者の請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その時から「任意後見契約」の効力が生じることになります。

なお、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書により締結しなければなりません（任意後見3条）。これは、公証人が関与することによって適法かつ有効な契約が締結されることを担保するためです。任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人が法務局へ登記を嘱託し、任意後見契約の登記がなされます。そのため、本人や任意後見受任者等関係者が登記の手続きをする必要はありません。

3. 援助者（任意後見人）の権限について

任意後見人は、同意権・取消権はなく、任意後見契約

に基づく代理権のみが付与されます。

4. 任意後見監督人の職務等

任意後見監督人は、その名前のとおり、①任意後見人の事務を監督します（任意後見7条1項1号）。その上で、②任意後見監督人は、任意後見人に対し事務の報告を求め、または任意後見人の事務もしくは本人の財産の状況を調査して（任意後見7条2項）、家庭裁判所に対して定期的に報告しなければなりません（任意後見7条1項2号）。他にも、任意後見監督人には、③急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において必要な処分をすること（任意後見7条1項3号）や、④任意後見人またはその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること等の職務があります（任意後見7条1項4号）。

5. 任意後見契約の解除について

（1）任意後見監督人選任前の場合

本人または任意後見人受任者は、いつでも、公証人の認証（公証58条以下）を受けた書面により、任意後見契約を解除することができます（任意後見9条1項）。必ずしも公正証書による必要はないものの、当事者の真意による解除であることを担保する趣旨で、公証人の関与が必要とされています。

（2）任意後見監督人選任後の場合

本人または任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができます（任意後見9条2項）。このように家庭裁判所の関与を必要としたのは、本人の保護を図るためです。

\企業法務部からのお知らせ /

セミナー開催のお知らせ

企業法務部主催の労務対策関連セミナーを、8月は5回、開催いたします。皆さまお誘い合わせの上、是非ご参加くださいませ。

詳しくはWEBをご覧ください

鹿児島 グレイス セミナー



経営者が絶対に知っておきたい労務トラブル対策

対応策を大公開!!

問題を起こす社員に負けない!!

以下に当てはまる方はぜひご参加ください

- 問題社員に対し感情的に怒鳴ったことがある
- 懲戒処分は、解雇しか使ったことがない

日時 8月24日(木) 16:00~18:00

会場 NCサンプラザ 講師 森田 博貴

参加費 10,000円（税込）顧問先様は無料

勤務医を雇用している全ての雇用主・医療法人様

2017/7/7の最高裁判決に即した最新情報!!

残業代対策セミナー

緊急開催!! 今後の対応方法を解説いたします

セミナー日程・会場

8/4(金) 鹿児島 TKPガーデンシティ鹿児島中央

8/18(金) 熊本 TKPガーデンシティ熊本

8/22(火) 宮崎 宮崎商工会議所 KITENビル

8/28(月) 鹿屋 鹿屋商工会議所

時間 16~18時 講師 大武 英司

参加費
無料お申し込み
お問い合わせ099-822-0764
(セミナー担当/大里)

099-822-0765

WEBサイト

QRコード



お盆期間中の営業日のご案内

お盆期間中は、暦通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。

営業日の営業時間は、通常通り、9:00~18:30です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

法律Q&A

vol.04

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

Q 今度、建物を売ります。古い建物なので不具合があると思います。後で揉めるのが嫌なので瑕疵担保責任の免責条項を入れますが、これで安全と考えてよいですか。

A 免責条項を入れて損はありませんが、一定のリスクはなおも残ってしまいます。

回答した弁護士



企業法務部

弁護士
森田 博貴

不動産取引に携わると、しばしばこの瑕疵担保免責条項に出会います。

まず、売買契約では、売買の目的物に隠れた「瑕疵」（個々の売買契約の内容に照らせば目的物が有すべき品質・性能を欠いているといえること）がある場合、買主が、売主に対し、それにより生じた損害の賠償請求や、当該売買契約の解除を行うことができます。建物の売買の場合、建物の基礎や構造躯体内部の異常など表に出ない瑕疵が存在することが多く、売主からすれば、売買成立後もそうした瑕疵担保のリスクに曝され続けます。

瑕疵担保免責条項（買主は、売買成立後、売主に対し、瑕疵担保責任を追及しないという条項）は、そうしたリスクを嫌う売主が、売買契約の内容に盛り込む特約です。

今回のテーマは、この免責条項さえ入れれば、売主は常に安全かという問題ですが、結論から言うと、答

えはノーです。免責条項を入れることで、売主に不利になることはないのですが、これを入ったとしても常に免責が約束されるわけではありません。たとえば次のケースでは、法令上、当該免責条項は無効とされます。

- ① 売主が瑕疵の存在を知っておきながら買主に告げていなかった場合
- ② 売主が事業主、買主が消費者の場合
(責任の全部免除に限り、無効とされる)
- ③ 宅地建物取引業者が売主となる場合

これ以外でも、瑕疵が重大なケース等では、信義則という一般則により裁判所の判断で当該免責条項が無効とされることがあります。ですので、売主としては、免責条項を入れるに越したことはありませんが、入れたからといって常に安全とまではいえないのです。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jpまでご連絡ください。



弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
<http://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

News Letter
vol. 43
2017.07